

---

平成31年2月(第11回)  
肝付町農業委員会定例総会

---

1. 日 時 平成31年2月25日(月曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター青年研修室

3. 出席委員 (14名) 12番欠番

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 11番 福田智浩

5. 議事録署名委員 6番 中村重治 7番 上岡ヒトミ

6. 議 題

議案第36号	農地法第3条許可申請の件について
議案第37号	農地法第4条許可申請の件について
議案第38号	農地法第5条許可申請の件について
議案第39号	農業振興地域整備計画変更の件について
議案第40号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画案の件について
議案第41号	平成31年度農作業標準賃金表の件について

7. 協議・報告

- 1 農地利利用集積計画の解約について
- 2 あっせん委員の選任について
- 3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. — 閉会 —

11. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

## 第 11 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成 30 年度肝付町農業委員会第 11 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 15 名中 14 名です。11 番の福田委員から本日の総会への欠席届が出ております。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、6 番の中村重治委員と 7 番の上岡ヒトミ委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第 36 号から議案第 41 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 36 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 36 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 許可申請は 11 件で、全て所有権移転で、売買が 8 件、贈与が 3 件となっています。</p> <p>売買の 8 件は、田が 3 筆で 3,093 平方メートル、畑が 8 筆で 9,406 平方メートル、贈与の 3 件は、田が 7 筆 5,405 平方メートル、畑が 3 筆 2,561 平方メートルであります。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、田が 2 筆計で 3,421 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番で、田が 1 筆 791 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番で、田が 1 筆 1,287 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 701 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 2,149 平方メートルです。</p> <p>整理番号 6 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番で、畑が 1 筆 870 平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号 7 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外 3 筆で、畑が 4 筆計 4,777 平方メートルです。</p> <p>整理番号 8 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 909 平方メートルです。</p> <p>整理番号 9 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番外 6 筆で、田が 5 筆計で 1,984 平方メートル、畑が 2 筆計で 1,153 平方メートルです。</p> <p>整理番号 10 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 1,408 平方メートルです。</p> <p>整理番号 11 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番で、田が 1 筆 1,015 平方メートルです。</p> <p>以上、11 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1 番から 11 番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、11 件の申請について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり。】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 36 号 農地法第 3 条許可申請の 11 件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。議案第 37 号農地法第 4 条許可申請の件「4-30-4」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条許可申請の件「4-30-4」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が、肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番地〇、田で 499 平方メートルです。転用目的が倉庫と資材置場にしたいということで、隣接地で〇〇をしているが、資材等の置場が不足し手狭になったため、申請地に資材置場を整備したいということで、申請が出ております。農地の区分が第 2 種農地の市街地近接農地に該当致します。場所につきましては下にありますとおり、役場から〇〇振興会方面に向かいますと、〇〇から約 500 メートル行ったところを右折いたしまして、すぐ右折したところが申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおり、奥に倉庫を建てまして、手前の方に資材を置くということで、中ほどの車両等の置場を作りたいということで申請が出ております。この案件につきましては先月の総会でも話が出ましたけれども、すでに設置済みでありまして、始末書の方も添付してあります。以上説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、「4-30-4」について、4 名の委員が現地調査をされております。中嶋委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
中嶋委員	<p>5 番、中嶋です。「4-30-4」について、現地調査の報告をいたします。2 月の 21 日に、白田委員、藤井委員、鶴岡会長、事務局 2 名、息子さんで代理人の〇〇</p>

中嶋委員	<p>〇〇さんが立ち会われました。ここは事務局が先ほど説明されたように、倉庫と資材置場が既に設置されており、1月の総会時に藤井委員の方から話がされ、その時にもまだ手続きがなされておらず、本人にも尋ねてみたところ、手続きが遅れて皆様にご迷惑をおかけして申し訳ありませんということで、本人も反省しているところでありました。始末書の方は提出されておりますが、先ほどありましたように時間が長くかかったということで、皆様にご迷惑をかけましたということです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「4-30-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>3番、富永です。この方について私もよく知っている方なのですが、届出なしで工事を着工された経緯が過去もあると思います。ここらを考えますと、始末書を出しさえすればよいのだが、というような考えがあるのではないのかなと私は思うところです。ですからそこの所を今後の問題として、何かを戒めが無いと、何でもかんでも後で始末書を出しさえすればいいと、というような感じに行きそうな気がするわけですが、皆さんの考えがどうなのかお聞きした方がよいのかなあと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>ここの現地調査は4人で行ったところですが、他の委員にもお聞きしたいと思えます。藤井委員はどうでしたか。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。富永委員が言われたように、代理人の息子の言葉に重みがないように感じられました。簡単に物事を考えているなど感じました。事務局も交えた中で、もうこれ以上することは無いのでと、その息子さんは言われましたが、だからそれで良いのかよということになるわけですが、事務局の話で始末書の添付、それがなされれば良いということで、本人もそれを知ってのことなのかと思ったのですが、代理人の息子にも言いました。この話が出てから4か月かかったよねと、その間に事務局が1回は指導をして、すぐに対処しますということで、2か月が過ぎ、書類の不備で3か月が過ぎ、そして今回出てきたわけですが、今後仕事をしていくなかで、色々な場面があるから2度とこういうことが無いようにということを言いましたので、事の重大さを分かってもらえたと思えました。ただ、倉庫の屋根の部分に雨といがされていなかったので、大雨の際には隣の敷地に落ちそうでしたので、迷惑がかからないよう雨どいをした方がよいということをお話しておきました。下には30センチのトラフは入れてありましたが、超えそうなときは雨といまで付けた方がよいことは指導しました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、今、藤井委員の方からありましたけれども、私と白田委員も立ち会いをしましたが、私も3回ほど行きました。本人とはなかなか会えなくて、お母さんには会えましたので説明しましたが、何のことか分からないようでしたので、これは大変なことになりますよということを話しました。それから事務局が何回か連絡をしたわけですが、軽い気持ちに取れましたが反省はされておりました。</p> <p>4人の委員に今後は絶対しませんということを言われましたので反省はされたと思います。 はい、永野委員。</p>

永野委員	8番、永野です。始末書の内容はどのようなものですか。
議長	事務局どうですか。
事務局	読み上げます。私は〇〇を営んでおり、自宅の敷地内の一部を作業場として使用していましたが、手狭になって来たため、昨年10月隣接した自己所有の申請地に、資材を保管する倉庫と置場を整備し、農地法の許可を受けずにしようしてしまいました。農地転用の手続きが後になり誠に申し訳ありません。深く反省しお詫び申し上げます。今後は手続きを遵守し、このようなことの無いように気を付けます、というような始末書が出ております。以上です。
議長	以上のような内容です。他にありませんか。 はい、吉永委員。
吉永委員	何歳ぐらいの人ですか。
議長	申請人はお父さんで、70歳くらいですかね、息子さんは40歳ぐらいで、ほとんど息子さんがされているようです。
富永委員	よろしいですか。事務局にですが、この配置計画図を見ますと排水路とか全然ないのですが、ここに溜まった水はどういう形で排水をされるのか、先ほど藤井委員からありましたけれども、大雨の時には隣にはいるような感じであるということであれば、なおさら排水路計画もこの中では上がって来るべきではないのかと思います。
議長	事務局。
事務局	図示はしてないですが、漏れておりますけれども、倉庫の北側に側溝が入れてありまして、溜マスから30メートルぐらい北側に行ったところに大きな側溝がありまして、パイプを通してそちらに流れるようになっております。表面水については周りもブロックで囲まれていますので流失する恐れはないということで、現地調査の時はそのような判断がされております。
議長	はい、排水につきましては、トラフも敷設してあり排水施設も整備されてましたので問題は無いかと私も思いました。 はい、富永委員。
富永委員	説明の内容では分かるのですが、現場を見ていない委員もおりますので、図面等は申請の書類上、そこらはちゃんと書いてあるべきではないのかと思います。
事務局	申請人にもう1回、その排水路の方を入れてもらって、県には進達したいと考えています。すみませんでした。
議長	他にありませんか。 はい、藤井委員。
藤井委員	いま富永委員が言われたことは、ごもっともだと思いますが、今まであったように、あまり深く考えていないわけですよ、図面にしろ。こういう人に対しては、始末書を出すだけではなく、担当地区の委員や役員で、事務局に本人を呼んで指導をしていくということが必要だと考えます。
議長	他にありませんか。 はい、上岡委員。
上岡委員	7番、上岡です。良く分かりませんが、同じ人が2回以上そのようなことがあった場合等は、総会に呼び出して説明をしてもらうとか、甘く考えてはだめですよとかしてはどうですか。
議長	他にありませんか。 はい、事務局。

事務局	<p>事前着工の関係で始末書が添付されたものが稀に出てくるわけですが、法的にいけば無断転用ということになるわけですが、無断転用については、厳しい罰則もあります。許可を受けずに転用を行った場合、罰則で3年以下の懲役又は300万以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられることが農地法の中に定められております。ケースも色々ありますが、分かった時点で申請をしてもらい、県は追認という形で許可していくことになっておりますが、今後は罰則もあるということも話の中に入れて形で事務を進めて行きたいと考えます。なお、毎年発行している農業委員会だよりは、毎回農地の権利移動、転用等については許可が必要ということは掲載しているところです。</p>
議長	<p>他にありませんか。 はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>もうひとつですが、この〇〇さんの息子さんが実際には〇〇をされているわけですが、この息子さんが家を建てられるときに、多分1,000平方メートルぐらいの埋め立てをされて、前の方に空き地がありそこを資材置き場にしたいという形があったと思うわけですが、今この配置図を見ますと中ほどに5メートルかける2メートルの四角い表示が2つ並んでありますが、資材置場という形をとった場合に、前住宅を建てられたその前の埋め立て部分を資材置き場にされたいといわれていたのですが、今回の申請地の敷地が資材置き場にしては面積的に広いとは思われなかったのかそこらも含めて教えて頂ければと思います。</p>
事務局	<p>いま使用している資材置場のスペースを考えたときに、資材が増えてきているということで、手狭になったから今回申請地を資材置場に使用したいということで今回申請がでたわけですが、資材置き場に使う部分は手前の6メートルかける6メートルの部分で、真ん中の5メートルかける2メートルの四角い表示の2つは、作業で使う車両の置場にしたいということで上がってきているところです。</p>
富永委員	<p>この図面を見たときには、内容が分かりにくいので、計画図を受け取る時にそれぞれの場所の使い道とかちゃんと書かれていた方が、我々も分かりやすいのではないのかということです。以上です。</p>
議長	<p>先ほど藤井委員からありましたように、こういう案件については、申請人を事務局に呼んで、担当地区の委員と役員と交えて意見を言っていくという進め方でやっていきたいと思っております。今回のこの件につきましてはどのようにしていけばよろしいですか。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>図面が雑ですので、排水路についても末端まで表示した図面を提出して頂いて、次回の委員会で提示してもらおうということではどうですか。</p>
事務局	<p>この農地については、第2種農地でありまして、総会終了後すぐに県に進達していく案件になっているわけですが、この図面の配置をいま出たような内容で、事務局の方で確認をさせてもらって、総会后となるとまた1か月遅れていくこととなりますから、事務の処理上、前もってこちらの方で図面を入手させてもらいまして立ち会い頂いた委員の方々にはそれを確認してもらってから進達させてもらうという形を取らして戴ければと思いますが、どうでしょうか。</p>
議長	<p>今、事務局からありました事務処理で進めてもらうということではどうでしょうか。 はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>もうひとつですが、今回のような軽く考えている人については、農地転用はこ</p>

富永委員	んなものですよということを、厳しく最初から言っておけばこういうこともなかったのではなかろうかと思うところです。今後は許可相当の意見を出すにしても、事務局は、委員もですが、もう少し真剣に考えられて注意すべきところは通りがかりでもしていくというような形を取った方がよろしいのではないかと考えます。以上です。
議 長	色々意見もありましたけれども、事務局からありましたような方向で事務処理を進めて行ってよろしいでしょうか。どうですか。
	【はいとの声あり】
議 長	はい、それではそういう方向で事務処理を進めさせていただきます。 3 ページを開けてください。それではつづきまして、議案第 37 号農地法第 4 条許可申請の件「4-30-5」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農地法第 4 条許可申請の件「4-30-5」について、ご説明いたします。 申請人が、肝付町新富〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番地〇外 1 筆、田が 2 筆計で 1,020 平方メートルとなっております。転用目的が太陽光発電施設したいということで、申請地は日照条件が良好なため、太陽光発電施設を設置し、生計の足しにしたいということで申請が出ております。農地の区分が第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当致します。場所につきましては下にありますとおり、先ほどの申請地の近くですが、役場から〇〇振興会方面に向かいますと、〇〇から約 450 メートル行ったところを左に行ったところが申請地となっております。配置図につきましては右にありますとおり、2 筆にまたがってですね、全部で 432 枚のパネルを設置したいということで、排水については自然浸透で、周りについては盛土をしたうえに、エル字型の擁壁を積みまして、周りには土砂等が流れないように対策を取るということで申請が出ております。以上よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、「4-30-5」について、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。
中嶋委員	5 番、中嶋です。「4-30-5」について、現地調査の報告をします。2 月の 21 日に白田委員、私、事務局 2 名、そして申請人の立会で現地調査を行いました。申請地は昔から湧水により湿田のため耕作できる状態でなかったということで耕作が出来ずに除草の管理はされて、周りには迷惑はかけないようにしていたとのことでした。先ほど事務局が説明したとおり、境界にはエル型のウォルコンを設置しまして、排水は側溝の方に流れるようにするというので、問題はないかと思われました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議 長	はい、ご苦労様でした。只今、「4-30-5」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。 異議、意見等ございませんでしょうか。
	【なしとの声あり】





事務局	局の方で受付を保留させていただくという方向にさせて戴ければと考えております。以上です。
議長	この件につきましては、書類手続きの不備等があり、再度申請するということでもありますので、そのように計りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議長	はい、それでは次に、5 ページをお開きください。議案第 38 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-28」について、事務局が説明をいたします。
事務局	議案第 38 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-28」について、説明いたします。 譲受人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町前田〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 332 平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅で、現在借家住まいであり、手狭になったため持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第 1 種農地の集落接続施設に該当いたします。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇商店から西へ 500 ほど行った左手が申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおり、住宅を建てた横に駐車場も整備いたしまして、浄化槽等の排水は西側の公衆用道路の側溝に流して、北側の町道の排水路に流すということで申請が出ております。以上よろしくお願いたします。
議長	はい、「5-30-28」についても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、藤井委員。
藤井委員	10 番、藤井です。「5-30-28」について現地調査の報告をいたします。2 月 21 日に永野委員、私、会長も立ち会われ、事務局、申請人立ち会いで調査しました。場所は〇〇の前の県道から南側の筋を進みまして、〇〇の住宅のつきあたりを西側に少し行ったところの左手になりますが、周りには住宅が立ち並んでおりまして、排水等については、前面の町道が拡幅工事が終わってそれに付いた側溝に流すということで問題はないかと思われました。皆さんのご審議をよろしくお願いたします。
議長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-28」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議長	はい、なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-30-28」については、許可相当の意見を付して県に進達するということに決定しました。 つぎに 6 ページをお開きください。 議案第 38 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-29」について、事務局が説明をいたします。
事務局	議案第 38 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-29」について、説明いたします。譲受人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇の一部、畑で 409 平方メートルのうち 382 平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅で、現在借家住まいであり、手狭になったため持ち家を建築

事務局	<p>し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第1種農地の集落接続施設に該当いたします。場所につきましては、下にありますとおり、役場から〇〇方向に向かいますと、〇〇がありましたところの向かい側の道路を少し行ったところの右手が申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおり、住宅を建てて浄化槽等の排水は西側の町道側溝に流すということで申請が出ております。あと409平方メートルのうち382平方メートルということで、残りがわずかになります。この部分につきましては下の図にありますとおり、残地部分を奥へ入る公衆用道路が少し狭いということで、今後を考えて4メートル確保できる幅を残させてほしいということで、それに申請人が応じられてこの分については畑として残して、382平方メートル分だけを宅地に転用したいということで図面の配置が出来ているところであります。以上よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-30-29」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。「5-30-29」について現地調査の報告をいたします。申請地は先ほどありましたとおり、〇〇 〇〇〇番〇の一部です。2月21日に藤井委員、私、鶴岡会長、申請代理人、事務局で現地調査を行いました。</p> <p>場所は先ほどもありましたが、〇〇の所に〇〇がありますけれども、その先を右折したところ。現況は畑で敷地は西側に5メートルの道路があります。排水については道路の両側に側溝が整備されております。周りは住宅が点在しており特に問題はないかと思われました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-29」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-29」については、許可相当の意見を付して県に進達するというように決定しました。</p> <p>つぎに7ページをお開きください。</p> <p>議案第38号農地法第5条許可申請の件「5-30-30」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第38号農地法第5条許可申請の件「5-30-30」について、説明いたします。譲受人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん、譲渡人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇の一部、畑で2,055平方メートルのうち330平方メートルとなっています。転用目的が貸事務所・倉庫、貸駐車場です。転用事由が申請人は防災設備の会社を営んでおり、会社用の事務所・倉庫を建築し利用したいということで申請が出ております。農地の区分が第1種農地の集落接続施設に該当いたします。場所につきましては、下にありますとおり、役場から〇〇方向に向かいますと、〇〇がありますが、その横から北側に約500メートル進んだところの左手が申請地になっております。配置図につきましては、右にありますとおり、事務所倉庫を建てまして、駐車場も整備するというので、排水につきましては、右側の町道側溝に流すというこ</p>

事務局	とで申請が出ております。また、周りについてはブロック等で囲んで周りに土砂等が流れ込まないように対策を取るということで申請が出ております。以上よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、「5-30-30」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。
永野委員	8番、永野です。「5-30-30」について現地調査の報告をいたします。申請地は先ほどありましたとおりです。2月21日に藤井委員、私、鶴岡会長、申請人の親族の方、それから行政書士、事務局で現地調査を行いました。 場所は先ほどの申請地と近いですが、〇〇の手前を右折し、500メートルほど入ったところですが、現状は畑で敷地も道路より一段高くなっております。東側に5メートルの道路がありまして、排水については道路に側溝も整備されておりまして、特に問題はないかと思われまして、皆さんのご審議をよろしくお願ひいたします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-30」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
議 長	<b>【異議なしとの声あり】</b>
	はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-30」については、許可相当の意見を付して県に進達するということに決定しました。 つぎのページをお開きください。 議案第39号農業振興地域整備計画変更の件「変-30-6」について、事務局が説明をいたします。
事務局	「変-30-6」について説明いたします。申請人が肝付町前田〇〇〇番地、有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇〇〇〇番〇、田で462平方メートルとなっております。転用目的が資材置き場にしたいということで、事業用の資材置き場が不足しているため、申請地を借用して、資材置き場として利用したいということで申請が出ております。農地の区分は除外後が第1種農地の集落接続施設に該当致します。場所につきましては、下にありまして、〇〇振興会内に〇〇石油がありますけれども、その手前の交差点を東側に100メートルほど行ったところが申請地となっております。配置図につきましては右にありますとおり、手前に車両の置場と奥の方にシラスと砂の置場をしたいということで申請が出ております。これにつきましても、既に土砂等が搬入されておりまして、始末書が添付されておりまして、よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、「変-30-6」について、私と中村委員が現地調査をしております。中村委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。
中村委員	6番、中村です。「変-30-6」について報告申し上げます。2月21日事務局2人、私、鶴岡会長、そして申請代理人の行政書士の立会で調査しました。場所は今事務局の方からありましたとおり、〇〇石油の東側ですが、それよりも手前に〇〇があります。その横の筋を北の方に150メートルほど行ったところが、〇〇石油の東側になる場所です。その場所は建物が建つわけではなく車両置き場、土砂、シラス置場としての材料置場として使うということでした。排水につきましては、側溝も北側の道路に整備されており何ら問題はないかと思われました。

	皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変-30-6」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等ございませんでしょうか。
	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議 長	異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-30-6」については、許可相当の意見を付して進達するということに決定しました。 次に9ページをお開きください。つづきまして、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、2月集計分を事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の2月申請分につきまして説明いたします。 まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区ありませんでした。高山地区が、田が7件の15筆で11,707平方メートル、畑はありません。詳細につきましては10ページに掲載してあります。この7件については、11月総会分が1件、あとは先月あっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。 次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が2件の2筆で1,183平方メートル、畑が2件の3筆で6,193平方メートルです。再設定は田が16件の25筆で27,185平方メートルです。畑はありません。高山地区は新規設定が、田が29件の48筆で45,149平方メートル、畑が7件の14筆で19,573平方メートル、再設定が、田が68件の153筆で145,037平方メートル、畑が5件の9筆で13,548平方メートルです。肝付町の合計ですが、田が115件の228筆で218,554平方メートル、畑が14件の26筆で39,314平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、129件の254筆で257,868平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が11ページから12ページ、高山地区が13から19ページに掲載してあります。以上、よろしくお願いいいたします。
議 長	はい、今月は1番の所有権移転が7件、2番の利用権設定は、内之浦地区が20件、高山地区が109件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいいたします。
議 長	それでは、所有権移転の7件について審議します。異議、意見等ございませんか。
	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議 長	異議なしということですので、1番の所有権移転の7件については、提案どおり許可することに決定しました。 つづきまして、2番の利用権設定について審議します。まずはお目通しのほどお願いいいたします。
議 長	それでは、まずは内之浦地区の20件の申請につきまして審議します。異議、意見等ございませんか。
	<b>【異議なしとの声あり】</b>

議 長	<p>異議なしということですので、内之浦地区 20 件については許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、高山地区の申請に移ります。7 ページから 10 ページになります。109 件あります。まずはお目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは審議に入りますが、まずは高山地区の 78 番に藤井委員の関係する新規の案件があります。会議規則により、藤井委員の退席を求めます。</p> <p>(藤井委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、利用権の高山地区の 78 番の件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、高山地区の 78 番の案件については、提案どおり許可することに決定しました。(藤井委員：入室・着席)</p> <p>つづきまして、高山地区 99 番に中嶋委員の関係する新規の案件があります。中嶋委員の退席を求めます。(中嶋委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、利用権の高山地区の 99 番の件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、高山地区の 99 番の案件については、提案どおり許可することに決定しました。(中嶋委員：入室・着席)</p> <p>つづきまして、高山地区 101 番に坂口委員の関係する新規の案件があります。坂口委員の退席を求めます。(坂口委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、利用権の高山地区の 101 番の件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、高山地区の 101 番の案件については、提案どおり許可することに決定しました。(坂口委員：入室・着席)</p> <p>他の案件につきまして更にお目通しください。</p>
議 長	<p>それでは、高山地区の 78 番、99 番、101 番を除く、他の 106 件について、一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の 109 件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>20 ページを開けてください。</p> <p>議案第 41 号平成 31 年度肝付町農作業標準賃金表につきまして事務局が説明いたします。なお、項目ごとに事務局が説明しながら進めて行きますのでよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 41 号について説明いたします。今年もまた農作業標準賃金について町民の皆様に公表する時期が来ました。資料の右側の方に、昨年皆さんに審議して頂いて、町民の皆さんにお配りした賃金表が掲載してあります。これを参考にして頂いて、平成 31 年度の標準賃金を決めて頂きたいと考えておりますので、右側を参考にしながら進めて行きたいと思っておりますが、今回は項目ごとに見て</p>

	<p>頂きながら金額を入れていきたいと考えております。1番目の農作業日雇賃金ですが、これにつまましての最低賃金につまましては、昨年10月1日に県が最低賃金を時間給761円ということで公示しておりますので、これに基づきまして8時間を掛けた額が6,088円となりますので、これが今年の最低賃金として設定させて頂きたいと思っております。最高についてですが、昨年は6,600円となっておりますがこれについてご検討頂きたいと思っておりますがどうでしょうか。</p>
中村委員	<p>私が町のシルバーセンターに頼んだ場合8,000円ですよ。隣接町に行けば500円割り増しです。ですから6,600円と聞けば人は笑いますよ。ですからここらを考えて、額を決めるのであれば皆さんで知恵を絞る必要があると思っております。</p>
事務局	<p>ただいま中村委員からありましたけれども、この6,600円では低すぎるということで話がありましたけれども、そういうことであれば額を上げるべきではないかというような意見であります。どのような形に持っていくかということになりますが、如何でしょうか。</p>
中村委員	<p>土地改良区に富永委員と中嶋委員が理事でいらっしゃいますが、いくら払われていますか。</p>
富永委員	<p>一般作業は、7,000円です。プラス機械を使われた場合、ビーパーを使われた場合はプラス2,000円という形にしています。</p>
議長	<p>ということは、ビーパーを持つての作業の場合は9,000円ということですか。</p>
富永委員	<p>9,000円です。</p>
中村委員	<p>今あったように額に差があるわけですが、それと男性の作業員と女性の作業委員についても額をいくら払うのかということもあるかと思っております。いま人手がないから危険手当みたいな保険を掛けたりしていかないと、前から言っているように、怪我をした方は労災の請求ができるわけですよ。たとえ1日であっても、但し、農業については任意だから掛けても掛けなくても良いわけですね。やはり雇う側は任意であっても労災だけは掛けておいた方が良いですよと、いつ怪我するか分からないのです。</p>
事務局	<p>いま色々な説明がありましたけれども、その辺を加味したうえでこの最高額を決めていくか、一般農作業となっておりますが、それに付帯する作業が出てきた場合は別にプラスしていくということになるわけですが、一般の農作業としての賃金をどれ位に持ってくるかということになってくるわけですが。</p>
議長	<p>いま土地改良区の一般作業は7,000円ということですよ。ビーパーを使えば9,000円ということですが。</p>
富永委員	<p>一般作業としては7,000円ということですよ。ビーパーを使えば手当として2,000円プラスするというので、一般作業としては7,000円でいいのではないですか。</p>
中村委員	<p>甘藷の収穫にしても今人手がないものですから、500円とか1,000円とか手当を出したりする方もいるということになっているようです。</p>
坂口委員	<p>最高額を入れないといけないのですか。最低賃金はいくらからですよと入れれば良いのではないですか。雇い手と来てくださる人との話し合いになってくるわけですので、一般作業にも色々ありますので、最低賃金でいける作業もあるだろ</p>

坂口委員	うし、皆さんが 8,000 円、貰える 9,000 円貰えると、錯覚を起こすといけませんので、最高額を出さないといけないのかなあとと思います。
藤井委員	実際、男性が出来る仕事、女性が出来る仕事がありますが、甘藷のつる切りは女性がずっと手早いわけですよ、一方、持つのは男性の方が能率は上がるということで、私は一律でしたり、仕事内容により変わってくると思いますので、最低賃金は県の最低賃金でよろしいかと思いますが、最高額が難しいわけで、上は設定のしようがないと思います。
議 長	どうでしょうか。いま色々な意見が出ましたが、坂口委員が言われたように最低賃金は出して、あとは色々な作業内容により変わってきますので、最低賃金だけを出していくということではよろしいですか。事務局どうですか。
事務局	今色々と審議してもらいましたけれども、最高額の金額は設定せずに、作業内容により設定という形で表現をしていくということを出していこうと思いますけれどもよろしいでしょうか。
	【はいとの声あり】
議 長	はい、それでは 1 番目の農作業日雇賃金については、最低賃金だけを設定し、最高額は設定しないということで決まりました。次に 2 番の請負作業賃金の関係についてお願いします。
事務局	2 番目ですが、請負作業賃金が田植えからコンバインまでありますけれども、30 年度の額が右にありますけれども、この中で変更等すべき部分があれば出して頂きたいと思いますがどうでしょうか。
福園委員	一緒でよろしいのではないですか。
事務局	特に変更なくてよろしいですか。
	【はいとの声あり】
事務局	それでは、請負作業賃金につきましては、前年の額のままで引き継ぐとさせていただきます。
議 長	はい、それでは 2 番目の請負作業賃金については、前年の額と変更しないということで決定されました。次に 3 番の耕耘請負賃金の関係についてお願いします。
事務局	はい、次に 3 番の耕耘請負賃金ですが、これについてはどうでしょうか。
冷水委員	荒起こしから中代かきまでいくらというふうに出せれば、一貫作業として頼む人もいますので、中代かきでイタリアンがある場合はガス抜きを兼ねて 2 回ぐらいは代かきをしてあげないといけないとか、最後の仕上げ代かきは縦横代かきを掛けるなどの作業等がありますので。
中村委員	1 年間を通して作業をお願いされたとすれば、ロータリー掛けも 1 回や 2 回では済まないわけで、代かきは別として、年間掛けてお願いされた場合はいくら決めて頂いた方が、頼む方も、請ける方もやり易いのではないかと思います。
冷水委員	例えばですが、耕耘のみの代金と代かき請負賃金を足せば、1 万 2.3 千円ですか、これではボランティア以下ですよ、経費も燃料代も出ない、請ける方はいないと思いますよね。
議 長	はい、色々意見があるようですが、これを今日決めますか、それとももう 1 回請負作業される方々から情報を収集してから決めるか、如何ですか。
	【それで良いとの声あり】

事務局	はいそれでは、色々出ましたがそういった年間の管理費がいくらかかるかということで、それを計算した方が良いということですから、それぞれですね、来月まで皆さんにまとめてきていただいて、もう 1 回来月の総会で、耕耘請負賃金については、年間通しての管理費をいくらにするかということ、基資料を皆さんに持って来ていただいて、ここでまた審議して頂ければと考えますがどうでしょうか。
	【はいとの声あり】
議長	はい、それでは来月の総会までに、この件につきましては調査してきてください。また、水田を耕作される方は特に情報収集を一生懸命されて来てください。来月ここはまた揉みます。よろしいですか。
	【はいとの声あり】
議長	はい、それでは次に 4 番行きます。事務局お願いします。
事務局	4 番は病害虫防除請負作業賃金ですが、変更はありませんか。
	【ありませんとの声あり】
議長	はい、変更はないということですので、4 番、病害虫防除請負作業賃金は前年と同額で決定します。次に 5 番を事務局お願いします。
事務局	5 番はモミ乾燥請負作業賃金ですが、変更はありませんか。
	【ありませんとの声あり】
議長	はい、変更はないということですので、5 番、モミ乾燥請負作業賃金は前年と同額に決定します。
事務局	それでは、2 番請負作業賃金、4 番病害虫防除請負作業賃金、5 番モミ乾燥請負作業賃金は変更しないということで、1 番農作業日雇賃金と 3 番耕耘請負作業賃金に変更ということになりますが、3 番の耕耘請負作業賃金は来月決めるということで、来月の議案書に決まったところは金額を入れて、決まってないところは空白で再度提案していきたいと思います。そういうことで、来月、基礎資料を出していただくということでよろしくをお願いします。議案第 41 号についてそういうことでよろしくお願いたします。
議長	はい、事務局が説明いたしましたとおり、来月又協議しますのでよろしくお願いたします。つづきまして、報告協議に入ります。1 番から 3 番まであります。21 ページをお開きください。 報告・協議、1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」28 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いします。
議長	合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。 つづきまして、23 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 7 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは、「あ-30-64」について事務局の説明を求



議 長	めます。
事務局	<p>「あ-30-64」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆 987 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場です。</p> <p>場所につきましては、〇〇さんから東へ 50 メートルほどの所を左折します。</p> <p>また、すぐ右折し 150 メートル行った所になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-64」のあっせん委員について、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-30-65」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-65」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑が1筆 428 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場であり、貸付期間が 3 年であります。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会にあります、〇〇さんから西へ 100 メートルほどの所を左折し 20 メートル行った所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-65」のあっせん委員を、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>次に 24 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-30-66」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-66」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申出希望地は、肝付町新富字〇〇周辺もしくは新富地区内でハウス用地として使用したいということで、地目・面積は畑で 2,000~3,000 平方メートルを希望されております。あっせんの種類は、譲受又は借受希望ですが、譲受を優先されております。希望価格は譲受の場合が周辺相場で、借受の場合が 10 アールあたり 30,000~50,000 円で、希望期間は 10 年となっております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-66」のあっせん委員を、地区委員の中嶋委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-30-67」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あ-30-67」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇保佐人 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番外4筆で、地目・面積は、田が5筆計4,522平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇から北へ10メートルほどの所に字〇〇の田が、〇〇から西へ400メートルの所を右折し70メートル行った所に字〇〇の田が、ここから北へ500メートルほどの所に字〇〇の田と、なっております。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-67」のあっせん委員について、地区委員の内倉委員と坂口委員にお願いいたします。</p> <p>次に25ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-30-68」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-68」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は田が1筆で993平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類が譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇集落センターから西へ200メートルの所を右折いたします。また、すぐ右折し、道なりに600メートルほど行った所になります。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-68」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と大窪委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-30-69」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-69」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番外2筆で、地目・面積は田が1筆1,205平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については、周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇と〇〇との交差点から南西に130メートルほどの所に字〇〇の田、ここから北へ500メートルほどの所に字〇〇の田となっております。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-69」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。次に25ページをお開きください。</p> <p>次に、「あ-30-70」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-70」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番外2筆で、地目・面積は田が3筆計で3,564平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇の〇〇から西へ50メートルの所に字〇〇 〇〇〇-〇、ここか</p>

事務局	<p>ら北へ 80 メートルほどの所に字〇〇 〇〇〇-〇、先ほどの〇〇から南へ 450 メートルほどの所に字〇〇の田となっております。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-70」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員に          お願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係る 7 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、27 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局          に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、27 ページから 29 ページに、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれの、現在までの未成立の分と本日の新規分を載せております。</p> <p>成立の報告があったものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。近年あっせん申出件数多くなりましたが、委員の皆様もご苦勞されていると思いますが、あっせんが成立しますようよろしくお願いいたします。あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議長	<p>この件に関しまして何かありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議長	<p>ないようですので、つづきましてその他に移ります。</p> <p>何かございませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議長	<p>それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、          3 月 25 日(月曜日)午前 10 時から予定しておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、2 月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前 12 時 05 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成 31 年 2 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 中村 重治

委 員 上岡 ヒトミ